



申請期限は  
6月30日

## 市内の中小企業者が対象 地域企業経営支援金を支給しています

花巻商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により売  
り上げが減少している市内に店舗がある中小企業者を対象に「地域  
企業経営支援金」を支給しています。

\* この支援金は市・県の支援を受けて実施しています

【問い合わせ】花巻商工会議所(☎23-3381)

### ■対象

市内に店舗を有し▶飲食店▶小売業▶サービス業▶宿泊業一など、県の支援対象業種に  
定められている中小企業者

### ■売上要件

次のいずれかの要件を満たす事業者  
▶令和2年11月～3年3月の間のいづれ  
か1カ月の売り上げが前年同月と比較して  
50%以上減少している事業者▶令和2年11  
月～3年3月までの間のいづれかの連続す  
る3カ月の売り上げの合計が前年同期と比

較して30%以上減少している事業者  
※申請日時点で前年の売り上げが存在しな  
い事業者の場合は、創業～比較月の前月  
の間の▶いづれかひと月の売上額▶いづ  
れか連続する3カ月の売上合計額一で要  
件を判断します

### ■給付額・限度額

県補助分…1店舗当たり上限40万円

令和2年11月～3年3月の間で、売  
り上げを比較する月を含む任意の連続  
する3カ月の売上合計を前年同期の売  
上合計から差し引いた額…1店舗当た  
り40万円が上限  
※複数の店舗を経営する事業者は、法  
人200万円、個人100万円が上限

市補助分…1店舗当たり上限30万円

市内に本店または主な事業所を有し、  
次の市独自支援を受けていない場合は、  
1店舗当たり30万円を上乗せ給付  
▶飲食店等経営支援金▶温泉宿泊施設等利用  
促進事業補助金▶貸切バス事業者事業持続支  
援金▶公共交通事業者緊急対策支援金

### ■申請方法[完全予約制]

▷申請期限…6月30日(水)  
※土・日曜日、祝日を除く  
▷受付時間…午前9時～午後4時  
▷受付場所…花巻商工会議所本所、同会  
議所各支所  
▷予約方法…花巻商工会議所本所(☎23-  
3381)、同会議所各支所[大迫(☎48-

3230)、石鳥谷(☎45-4488)、東和(☎  
42-3155)]に電話で予約

\* 申請書類などは花  
巻商工会議所ホー  
ムページに掲載し  
ています



心配な人は  
ご相談ください

## 新型コロナウイルス感染症に 関する相談窓口

岩手県  
受診・相談センター

24時間対応

☎019-651-3175  
FAX019-626-0837

岩手県  
感染症相談窓口

午前9時～午後9時

☎019-629-6085  
FAX019-626-0837

厚生労働省  
電話相談窓口

午前9時～午後9時

☎0120-565653  
FAX03-3595-2756

最大で  
30万円を補助

## 事業者向けの地代・家賃補助の 申請を受け付けています



市では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大によ  
り、経営に影響が生じている中小企業者を支援するため、地代・家  
賃補助を実施しています。

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

### 制度内容

■対象 小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客  
運送業、サービス業、医療業、社会保険・  
社会福祉・介護事業などの中小企業者

■補助率 月額賃料の2分の1

■上限額 最大30万円(月額10万円)

■補助対象経費 地代・家賃(共益費、管理費  
含む)

\*対象業種の一覧は、市  
ホームページに掲載して  
います



■要件 令和3年4月～6月の間のいづれか  
ひと月の売り上げが前年同月または前々  
年同月に比べ30%以上減少している中小企  
業者

※創業から2年以内の事業者は、創業から申  
請月までのいづれかひと月の売り上げを直  
近の月の売り上げと比較することが可能

■補助対象期間 令和3年4月～6月の3カ  
月間

### 提出書類

▶交付申請書▶前金払請求書▶家賃金額が  
確認できる書類(賃貸借契約書の写しなど)▶  
令和3年4月～6月のいづれかひと月の売り  
上げが確認できる書類▶口座通帳の写し▶家  
賃(令和3年4月～6月)の支払い状況が確認  
できる書類(通帳の写しなど)の写し一のほ  
か、次の書類

#### ○個人事業主の場合

▶令和2年分所得税確定申告書第一表の写  
しまたは令和3年度市民税・県民税申告書  
の写し▶令和元年4月～6月または令和2

年4月～6月の売り上げを確認できる書類  
(白色申告者…令和元年分または令和2年  
分の収支内訳書および売上台帳など、青色  
申告者…所得税青色申告決算書の写し)

※創業から2年以内の事業者は開業届が必要

#### ○法人事業主の場合

▶直近の法人税確定申告書別表第一または  
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写  
し▶令和元年4月～6月または令和2年4  
月～6月の売り上げを確認できる書類(法  
人事業概況説明書の写しなど)

### 提出方法[申請期限は7月30日(金)]

#### ○郵送の場合

▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花  
城町9-30)

#### ○持参の場合(完全予約制)

▷受付時間…午前9時～午後4時

▷受付場所…本館商工労政課または各総合  
支所地域振興課

▷予約方法…本館商工労政課(☎41-3539)  
または各総合支所地域振興課(大迫☎41-  
3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)  
に電話で予約